

『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下、「集会等」という。）に町職員を派遣し、職員の専門知識を生かした「軽井沢こもれびの街講座」（以下、「こもれびの街講座」という。）を行い、住民が町政に関する理解を深めるとともに、現代的課題等に関する知識を習得し、もって住民の生涯学習活動の推進及び町政の進展に寄与することを目的とする。

（開催団体）

第2条 「こもれびの街講座」を開催することができるのは、町内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成される団体とする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

（講座の内容）

第3条 「こもれびの街講座」の内容は、別に定める。

（講座の開催及び会場）

第4条 「こもれびの街講座」は、町の休日以外の日の午前9時から午後5時までの間で職員を派遣する。受講は1日2講座までとする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

2 「こもれびの街講座」は、町内で開催するものとし、その会場については、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

（派遣費用等）

第5条 職員の派遣費用は無料とする。ただし、講座に要する経費は主催者負担とする。

（派遣職員の申込み）

第6条 「こもれびの街講座」を開催しようとする団体の代表者（以下、「代表者」という。）は、集会等を開催しようとする日の10日前までに、「軽井沢こもれびの街講座」申込書（様式第1号）を軽井沢町長（以下、「町長」という。）に提出するものとする。

（受託の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時、開催場所その他申請事項（以下、申請事項等という。）について職員派遣の可否を決定し、代表者に通知するものとする。

2 町長は、「こもれびの街講座」を受託する場合において、必要と認めるときは、

条件を付することができる。

(受託の制限)

第8条 町長は、集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは「こもれびの街講座」を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの
- (3) 「こもれびの街講座」の目的に反すると認められるもの

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により「こもれびの街講座」の受託の決定を受けた代表者は、受託決定後に申請事項等を変更しようとするとき、又は、「こもれびの街講座」を中止しようとするときは、「軽井沢こもれびの街講座」変更(中止)承認申請書(様式第2号)を町長へ提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(実施報告)

第10条 講座を実施した担当課等は、実施後に「こもれびの街講座」実施報告書(様式第3号)を生涯学習課へ提出するものとする。

(所管)

第11条 「こもれびの街講座」に関する総括及び受付事務は、生涯学習課が行い、職員派遣等に係わる事務は、それぞれ担当課等が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

[illegible]

様式第2号（第9条関係）

『軽井沢こもればの街講座』変更（中止）承認申請書

軽井沢町長 様

申請年月日： 年 月 日

申請團體名：

代表者 住所：

氏名：

電話：

年 月 日付けで受託通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止）したいので承認してください。

記

	変更 ・ 中止
変更・中止の別	※変更の場合は、変更する項目すべてに○をしてください。 実施日時・実施場所・講座・その他（ ）
実 施 日 時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
実 施 場 所	
講 座	
事業変更 (中止)の理由	

『軽井沢こもれびの街講座』実施報告書

No. _____

担 当 課 等								
事 務 局								
下記のとおり報告いたします。								
整 理 番 号 (受付番号)		講 座 名						
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分							
申 請 者		会 場					参 加 人 数	名
《受講者の反応 / 感想/ 引継事項等》								
報告年月日	年 月 日 ()			報告者 氏 名				